

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 令和4年6月1日時点で伊予市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の **住民税均等割が非課税** である世帯。なお、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。
- 令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、**住民税非課税相当（家計急変）** の収入となった世帯。
- **すでに令和3年度住民税非課税世帯給付金・家計急変世帯給付金の給付を受けている世帯は対象外です。**

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を審査した日から**30日以内**が目安です。

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

#### I 住民税非課税世帯

世帯全員の令和4年度の  
「**住民税均等割が非課税**」の世帯

#### II 家計急変世帯

I以外で新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、**住民税非課税相当**の収入となった世帯

伊予市から令和4年6月1日時点で住民登録されている世帯の世帯主へ、確認書を送付します。

#### 内容を確認して返送してください

確認書発送：令和4年7月中旬

返送期限：令和4年10月31日(月)

詳しくは裏面「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間：令和4年7月1日(金)  
～令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】福祉課、地域事務所

詳しくは裏面「II」へ

※ いずれも住民税が課税されている者の扶養親族等である場合は対象になりません。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯 (R3年度臨時特別給付金支給済み世帯は対象外)

### 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、伊予市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、必要事項を記載して、返信用封筒で **返信してください。**

【確認事項】①記載された給付金振込口座に誤りがないか

②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

③既に臨時特別給付金の支給を受けた世帯または世帯主であった方を含む世帯ではないこと

### 令和3年12月11日以降に伊予市に転入した世帯の場合 (一部の方が転入した場合も含む)

※転入とは、伊予市以外の市区町村から伊予市に住民票を移すこと。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に市に **返信してください。**

## II 令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(伊予市の場合) 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、福祉課へ直接ご提出してください。

**すでに臨時特別給付金を支給された世帯は申請できません**

**新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。**



**!** 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

☎ **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00 (土日祝、12/29~1/3を除く)

○ **伊予市 福祉課**

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当

☎ **089-982-7330**

受付時間 平日8:30~17:15